

令和6年度有機フッ素化合物環境中残留実態調査結果について

1 概要

- (1)平成 28 年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水で全県的な PFOS 等調査を実施し、平成 29 年度からは、高濃度の PFOS 等が検出された米軍基地周辺で有機フッ素化合物の調査を毎年実施してきたところである。
- (2)令和6年度は 46 地点の湧水・河川等で6～10 月にかけて調査を行い、28 地点で環境省が定めた暫定指針値(50ng/L)を超過した。

→最大濃度は、普天間飛行場周辺のウブガー(伊佐)で 1,600ng/L

＜調査地点数 及び 暫定指針値超過地点数＞

調査地域	指針値超過／調査地点	合計
普天間飛行場周辺	9／21	28／46
キャンプ瑞慶覧周辺	0／1	
嘉手納飛行場周辺	13／14	
天願川周辺等	4／7	
キャンプハンセン周辺	2／3	

- (3)県が調査を開始した平成 28 年以降の調査結果を確認したところ、PFOS 等濃度は多くの地点で過去の調査結果の範囲内で増減している。
また、環境省が暫定指針値を設定した令和2年度以降の調査結果を確認したところ、同指針値を超過した地点数は、28 地点から 38 地点の範囲で増減している。
以上のことから、米軍基地周辺の PFOS 等濃度は、変動はあるものの概ね横ばいの傾向となっている。

2 今後の対応等

- (1)暫定指針値を超過した湧水等については、環境省が作成した「PFOS 及び PFOA に関する手引き」に基づき、飲用に供しないよう、関係市町村や地元自治会を通じて周知していく。
- (2)県は、普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺の湧水等における PFOS 等汚染は、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えており、普天間飛行場については、同飛行場が汚染原因である蓋然性が更に高まったという、令和6年度の有機フッ素化合物汚染源調査の最終調査結果も示しながら、引き続

き国や米軍に対して、県の立入調査の実施や国による原因究明等を求めている。